

## 川崎市自動車リサイクル関連事業者に係る審査基準及び標準処理期間に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号。以下「政令」という。）並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号。以下、「規則」という。）に規定する引取業者及びフロン類回収業者の登録、並びに解体業及び破碎業の許可に係る、川崎市行政手続条例（平成7年条例第37号）第5条に規定する審査基準及び同条例第6条に規定する標準処理期間を定めるものである。

### (審査基準)

第2条 引取業者の登録の基準は、次のとおりとする。

- (1) 申請者の要件 引取業者の登録申請者が法第45条第1項第1号から第7号までのいずれにも該当しないこと。
- (2) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための体制 規則第47条に適合すること。
- (3) 申請書の要件 申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がなく、かつ、重要な事実の記載が欠けていないこと。

第3条 フロン類回収業者の登録の基準は、次のとおりとする。

- (1) 申請者の要件 フロン類回収業者の登録申請者が法第56条第1項第1号から第7号までのいずれにも該当しないこと。
- (2) フロン類回収設備 申請に係る事業所ごとに使用できること。
- (3) フロン類回収設備の種類 回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。
- (4) 申請書の要件 申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がなく、かつ、重要な事実の記載が欠けていないこと。

第4条 解体業の許可の基準は次のとおりとする。

- (1) 施設に係る基準 規則第57条第2号に適合すること。
- (2) 解体業許可申請者の能力に係る基準 規則第57条第2号に適合すること。
- (3) 申請者の要件 解体業許可申請者が法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

第5条 破碎業の許可の基準は次のとおりとする。

- (1) 施設に係る基準 規則第62条第2号に適合すること。
- (2) 破碎業許可申請者の能力に係る基準 規則第62条第2号に適合すること。
- (3) 申請者の要件 破碎業許可申請者が法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

### (標準処理期間)

第6条 引取業者及びフロン類回収業者の登録申請に係る標準処理期間は、35日間とする。

ただし、不備な申請を補正するための期間及び申請後に申請内容を変更する期間は、これに含まれないものとする。

第7条 解体業及び破碎業の許可申請に係る標準処理期間は、おおむね70日間とする。

ただし、不備な申請を補正するための期間及び申請後に申請内容を変更する期間並びに解体業及び破碎業に係る施設の建設に必要な期間は、これに含まれないものとする。

(施行期日)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。